


第8次宮城県地域医療計画の達成状況・進捗状況

【進捗状況 凡例】
 計画策定時の数値と把握可能な最新値を比較して
 目標値に近づいている指標 … ↗ 目標値から遠ざかっている指標 … ↘
 数値が同じ指標 … = 数値及び年度が同じ指標 … —

【第10編】医療費適正化の推進

分野	目指すべき取組の方向性	令和6年度の主な事業実施状況	数値目標					事業の今後の方向性		
			指標	計画策定時 (指標値及び把握時点)	把握可能な最新値 (2025年3月時点)	目標値 (2029年度末時点)	達成状況 (2025年3月時点)		進捗状況 (2025年3月時点)	
適正体重の維持とバランスの取れた食生活・食習慣の実現	<p>○ 生活習慣病予防のため、減塩や野菜摂取量増加等の適切な食習慣の普及</p> <ul style="list-style-type: none"> 朝食欠食者の減少などの適切な食習慣の確立や減塩や野菜摂取など生活習慣病予防のための食生活について、関係機関と連携し効果的な実践方法の普及や食育活動を推進します。 インターネット、SNS、マスメディア等と連携した、栄養・食生活や食品の栄養成分表示等に関する正しい情報の提供を行っていきます。 地域の特性に応じた取組を進めるため、管理栄養士や食生活改善ボランティア等の人材育成を推進します。 <p>○ 健康的で持続可能な食環境づくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> スマートみやぎ応援企業などの企業や大学、マスコミなど県民の食生活を支える関係者が一体となった、減塩や野菜摂取増加など健康づくりが実践しやすい食環境づくりを推進します。 <p>○ 効果的な栄養・食生活の実態把握の実施と適切な情報の発信</p> <ul style="list-style-type: none"> 定期的に県民の栄養・食生活の実態把握と分析を行い、栄養・食生活の見える化など新たな啓発方法を検討するとともに情報提供を行っていきます。 <p>○ 関係計画との連携・協働による効果的な推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 「第3次みやぎ21健康プラン」及び「第4期宮城県食育推進プラン」「宮城県教育振興計画」など関係計画と連動し、児童・生徒の肥満傾向や若い女性のやせなど、生涯を通じた栄養・食生活の課題解決に取り組みます。 	<p>【みやぎの食環境づくり推進事業】</p> <ol style="list-style-type: none"> みやぎの食環境づくりプロジェクト <ul style="list-style-type: none"> 産学官連携による健康的で持続可能な食環境づくりを推進するための体制づくをすすめるため、企業・大学・行政機関等との情報交換会交換会、市町村栄養対策担当者会議を開催した。 ベジプラス100&塩eco推進事業 <ul style="list-style-type: none"> 健康づくりを実践しやすい食環境整備として、企業や大学と連携した取組を実践した。 みやぎベジプラスメニューの商品化（11品、県内123店舗販売） ベジプラス100&塩ecoに関する啓発（スーパーでのコーナー設置、動画配信、ホームページでの情報発信、各保健所における啓発） <p>【みやぎのデータヘルス推進事業】</p> <p>特定健診・保健指導結果、医療・介護の状況、県民健康・栄養調査結果等のデータを継続的に収集・分析し、圏域別等に地域の特徴を見える化するともに、本県の特徴的な健康課題を明確にして科学的根拠に基づき生活習慣病の発症・重症化予防対策の推進を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 保険者協議会等と連携し保健・医療・介護等に係るデータ収集・分析をデータ集を作成し、市町村等に配布した。（概要版5,500部） ● みやぎのデータヘルス推進事業分析結果説明会（1回） <p>【みやぎの食育推進戦略事業】</p> <p>「第4期宮城県食育推進プラン」に基づき、人材育成等による食育推進体制の強化に努めるとともに、メディア等を活用した普及啓発により意識の高揚を図るなど、県民運動としての食育に取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● みやぎ食育推進月間（11月）の普及啓発 ● みやぎ食育通信の発行（2回） ● みやぎ食育コーディネーターマッチング（14件） ● みやぎ食育コーディネーター研修（2回） 	20歳以上の食塩摂取量	男性 11.2g 女性 9.7g	令和4年度	男性 11.2g 女性 9.7g	令和4年度	男性 7.5g未満 女性 6.5g未満	—	<p>【みやぎの食環境づくり推進事業】</p> <p>健康的で持続可能な食環境づくりに向けた体制整備を進め、健康への関心の有無に関わらず、自然に健康になれる食環境整備を進める。</p> <p>【みやぎのデータヘルス推進事業】</p> <p>市町村及び医療保険者が課題分析・評価により活用できるデータ項目の検討を行う。</p> <p>【みやぎの食育推進戦略事業】</p> <p>第4期プランの目標達成に向け、多様な主体と連携し県民運動として食育を推進していく。</p>

分野	目指すべき取組の方向性	令和6年度の主な事業実施状況	数値目標							事業の今後の方向性		
			指標	計画策定時 (指標値及び把握時点)		把握可能な最新値 (2025年3月時点)		目標値 (2029年度末時点)	達成状況 (2025年3月時点)		進捗状況 (2025年3月時点)	
身体活動・運動量の増加	<p>○「第3次みやぎ21健康プラン」と連動し、次の取組を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育・教育機関、職場、地域などにおいて、身体を動かすレクリエーションやスポーツ、歩数増加などのイベントが実施され、定着することにより、運動習慣や身体活動量増加の契機となるよう、スマートみやぎ健民会議を核として取組を促進します。 ・庁内関係部署と健康まちづくりの実現について検討するとともに、市町村における「歩きやすい・歩きたくなる」まちづくりを支援します。 ・健診データ等から、歩数や身体活動量の増加など自身の健康管理に活用できるよう、PHR(パーソナルヘルスレコード)の基盤を構築し、活用を促進します。 ・自分の1日の歩数や身体活動量増加の意識付けが図られるよう、適切な身体活動量や実践方法等に関する正しい知識の普及啓発に取り組めます。 <p>○「第2期宮城県スポーツ推進計画」において推進する、「スポーツによる健康増進」等により、あらゆるライフステージにおける運動習慣の定着と、スポーツによる健康づくりを推進します。</p>	<p>【スマートみやぎプロジェクト】</p> <p>企業、保険者、医療関係団体、市町村等が連携したスマートみやぎ健民会議を核とした健康づくりの県民運動を推進し、身体活動・運動、栄養・食生活を重点に、みやぎヘルサテライトステーションの設置等全ライフステージを対象とした支援体制の構築を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● スマートみやぎ健民会議の会員等の増加 一般会員1,022団体(前年+43) 優良会員28団体(前年+1) 応援企業53社(前年+2) ● ヘルサテライトステーションの設置 157施設(前年+9) ● 健康づくり優良団体表彰の実施 大賞2団体、優良賞1団体 ● 職場ぐるみで取り組む健康づくりイベントとして、歩数アップチャレンジを全県下で開催(事業所部門:参加事業所146事業所、1,222チーム、参加者3,666人、個人部門参加者 計4,374人) <p>【みやぎスポーツDAY】</p> <p>県民一人ひとりのスポーツ・レクリエーション活動への参加意欲を喚起する「みやぎスポーツDAY」を宮城県総合運動公園で開催する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 令和6年度は「みやぎスポーツDAY」を宮城県総合運動公園を会場に開催。 来場者908人 体験参加者のべ4,715人。 	メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率(特定保健指導の対象者の減少率) (平成20年度対比)	18.0%	令和3年度	21.5%	令和5年度	25%	未達成		<p>【スマートみやぎプロジェクト】</p> <p>メタボ予防及び改善に向け、身体活動・運動、栄養・食生活を重点に保険者、企業等と連携した県民運動による取組を今後も推進していく。</p> <p>【みやぎスポーツDAY】</p> <p>開催方法の見直しにより、より効率的・効果的に県民のスポーツ機会の創出・提供に取り組んでいく。</p>	
			運動の習慣化(運動習慣者の増加)(男性)	20~64歳 15.5% 65歳以上 24.8%	令和4年度	20~64歳 15.5% 65歳以上 24.8%	令和4年度	20~64歳 25% 65歳以上 30%				—
			運動の習慣化(運動習慣者の増加)(女性)	20~64歳 12.2% 65歳以上 24.8%	令和4年度	20~64歳 12.2% 65歳以上 24.8%	令和4年度	20~64歳 25% 65歳以上 30%				—
たばこ対策	<p>○ 第3次みやぎ21健康プランに基づく取組の推進(たばこの健康影響に係る普及啓発等、望まない受動喫煙の機会の減少、禁煙支援に係る情報発信)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世界禁煙デー及び禁煙週間、みやぎ受動喫煙ゼロ週間、イベントやセミナーの各種事業において、喫煙や受動喫煙による健康への悪影響に関する意識向上のための普及啓発活動を一層推進するほか、県政ラジオ、県政だより、パネル展示、県のホームページ等を活用し、広報活動を強化していきます。 ・子どもや妊婦に与える受動喫煙の健康影響について、パンフレットの配布などの啓発活動等を通して理解を深め、家庭での受動喫煙防止対策に対する意識の向上を図っていきます。 ・禁煙希望者が、禁煙外来のある医療機関や禁煙支援薬局などで指導が受けられるよう、県のホームページ等において情報提供を行います。 <p>また、市町村、保健所等での禁煙支援の充実と情報提供を行っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・20歳未満の喫煙防止のため、小、中学校、高等学校への出前講座などの防煙教育に取り組めます。 ・宮城県受動喫煙防止ガイドラインの啓発、受動喫煙防止宣言施設登録制度の普及を図り、受動喫煙の防止のための社会環境の整備に取り組む施設を増やし、職場や飲食店等における受動喫煙のない環境づくりを推進していきます。 <p>○ スマートみやぎ健民会議を基盤とした産学官連携による健康づくりの取組の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「スマートみやぎ健民会議」を核として、産学官で連携し受動喫煙防止等たばこ対策を推進していきます。 ・医療関係者や保険者との協働による喫煙の健康への悪影響の啓発も必要であることから、県医師会等、関係団体と連携・協力しながら、県民に対する啓発活動を行っています。 	<p>【受動喫煙防止対策推進事業】</p> <p>健康増進法の改正により、円滑な法施行に向けて周知・広報など県内の対象施設が受動喫煙防止対策に取り組みやし支援体制を整備し、望まない受動喫煙をなくすための環境整備を行うもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 受動喫煙防止宣言施設登録制度の普及(1,560施設 R7.4.1現在) ● 県政ラジオでの広報(5/11、9/5) ● 禁煙週間(5/31~6/6)やみやぎ受動喫煙ゼロ週間(9/2~9/6)のパネル展開催 ● イエローグリーンキャンペーンへの参画(5/31ライトアップによる啓発) ● 啓発パネル作成及びチラシの作成・配布 	成人の喫煙率	男性 31.1% 女性 7.2%	令和4年度	男性 31.1% 女性 7.2%	令和4年度	男性 20% 女性 4%		—	<p>【受動喫煙防止対策推進事業】</p> <p>健康増進法の遵守に向けた制度の周知や受動喫煙及び喫煙の健康影響等に関する普及啓発を行っていく。</p> <p>施設等への健康増進法の遵守の徹底による受動喫煙防止対策を強化していく。</p>	

分野	目指すべき取組の方向性	令和6年度の主な事業実施状況	数値目標							事業の今後の方向性
			指標	計画策定時 (指標値及び把握時点)		把握可能な最新値 (2025年3月時点)		目標値 (2029年度末時点)	達成状況 (2025年3月時点)	
高齢者の心身機能の低下等に起因した疾病予防・介護予防の推進	<p>○ 「第9期みやぎ高齢者元気プラン」に基づく取組の推進 (県民への普及啓発、介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)を基盤とした介護予防の推進)</p> <p>・全ての県民が社会参加とフレイル予防・介護予防、自立支援・重度化防止への正しい知識を持ち、適切なセルフケアやケア、サポートができるよう県民への普及啓発を行います。</p> <p>・要介護認定者が増加を続ける中、介護給付適正化はもとより、プレフレイル・フレイルの高齢者や要支援認定者の重度化を予防するため、総合事業を基盤とした介護予防事業の取組を推進します。</p> <p>・年齢や生活機能の状態等で分け隔てることなく、全ての高齢者が主体となって参加できるよう、多様なニーズに応じた通いの場の充実、就労的活動などの社会参加の促進を図ります。</p> <p>○ 市町村と後期高齢者医療広域連合による「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」に向けた県内の健康課題の俯瞰的把握、事業の評価、良事例の展開</p> <p>・高齢者の健康寿命延伸に向けて、宮城県後期高齢者医療広域連合と市町村が「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」を効果的かつ効率的に行うことができるように、関係団体との連携・協働による技術的な支援を行うとともに、プレフレイル・フレイル対策に携わる専門職の人材確保・育成を推進します。</p>	<p>【介護予防に関する事業評価・市町村支援事業】</p> <p>市町村が総合事業を効果的に展開できるよう、介護予防を通じた地域づくりを進めるとともに、リハビリテーション専門職等との連携強化を図り、自立支援に資する介護予防事業を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 現状分析、実情把握、地域課題分析、実績評価支援として、研修会4回開催した。 ● 自立支援・重度化防止等に向けた取組支援として、アドバイザーを108回派遣した。 ● 一般県民への普及啓発として、マスメディアによる情報発信、イベントを開催した。 ● フレイル対策市町村サポート事業として、研修会2回、アドバイザー派遣49回行った。 <p>【生活支援サービス開発支援事業】</p> <p>「宮城県地域支え合い・生活支援推進連絡会議」を設置・運営し、「介護予防・日常生活支援総合事業」の実施に対する情報提供、助言、アドバイザーの派遣等を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 連絡会議 5回、市町村訪問 83回、アドバイザー派遣 76回、生活支援コーディネーター養成研修 7回、市町村伴走型支援 1市4回、情報交換会 3回を通じて、市町村の生活支援体制整備事業の実施を支援した。 <p>【高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施】</p> <p>後期高齢者広域連合が各市町村へ委託して実施する「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」に対し、支援や助言を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 関係団体等(後期高齢者広域連合、国民健康保険団体連合会、庁内関係課)との情報共有を行い、各市町村への支援や助言に繋げている。 	介護予防に資する住民主体の通いの場参加率	8.2%	令和3年度	7.4%	令和5年度	12.8%	未達成	<p>【介護予防に関する事業評価・市町村支援事業】</p> <p>市町村の地域支援事業が効果的に実施できるよう、市町村のニーズに対応した支援を実施していく。</p> <p>【生活支援サービス開発支援事業】</p> <p>今後も継続して支援していく。</p> <p>【高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施】</p> <p>今後も継続して支援していく。</p>

分野	目指すべき取組の方向性	令和6年度の主な事業実施状況	数値目標							事業の今後の方向性	
			指標	計画策定時 (指標値及び把握時点)		把握可能な最新値 (2025年3月時点)		目標値 (2029年度末時点)	達成状況 (2025年3月時点)		進捗状況 (2025年3月時点)
特定健康 診査・特定 保健指導	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県民に対して、メタボリックシンドロームや糖尿病等へ移行しないよう、特定健康診査等の必要性について、引き続き普及啓発を実施していくとともに、保険者に対して、国の動向、特定健康診査等の効果的な取組例などについて、宮城県保険者協議会等を通じて情報提供します。また、市町村に対しては、保険者努力支援交付金等の活用により特定健診・特定保健指導の実施率向上を支援します。 ○ 保険者協議会が中心となって、保険者、健診保健指導機関双方の調整を行い、集合契約方式を充実させる等、身近な地域で特定健康診査や特定保健指導を受けられる体制整備を進めます。 ○ 「健診・保健指導の研修ガイドライン」に沿って、特定健康診査等に携わる医師・保健師・管理栄養士等を対象とした研修を実施するなど、質の高い特定健診・特定保健指導の体制構築を進め、メタボリックシンドローム該当者・予備群の割合について全国ワースト3位以内からの改善を目指します。 ○ 保険者協議会における研修会等を通じて、各保険者がデータヘルズ計画に基づいた効率的な特定健診・保健指導を実施できる体制整備を進めます。 ○ 情報通信技術を活用した環境基盤整備の推進により、若年層の受診率向上を図ります。 ○ 保険者による初回面接の分割実施を推進します。 ○ 宮城県保険者協議会の事務局機能を発揮し、県内保険者間の連携・協力を通して、好事例の横展開や保険者の連携・協力による効果的な保健事業等の実施に取り組み、県民の行動変容に繋がる保健事業を推進します。また、保険者の連携・協力を寄与するよう、NDB・KDB等のデータを活用し、「データからみたまやぎの健康」や保険者協議会と連携を取りながら保険者横断的な分析に取り組みます。 	<p>【メタボリックシンドローム対策戦略事業(健診・保健指導実践者育成事業)】</p> <p>メタボリックシンドローム該当者等に対して、質の高い保健指導の拡大を図るため、保健指導実施者等の知識・技術の人材育成を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 研修会実績 「初任者編」1回 修了者54人、「経験者編」修了者38人 	特定健康診査実施率	61.7%	令和3年度	63.8%	令和5年度	70%	未達成	↗	<p>【メタボリックシンドローム対策戦略事業(健診・保健指導実践者育成事業)】</p> <p>特定保健指導従事者の質の向上を図るため、引き続き育成研修を実施していく。</p>
			特定保健指導実施率	25.1%	令和3年度	28.6%	令和5年度	45%	未達成	↗	

分野	目指すべき取組の方向性	令和6年度の主な事業実施状況	数値目標							事業の今後の方向性
			指標	計画策定時 (指標値及び把握時点)		把握可能な最新値 (2025年3月時点)		目標値 (2029年度末時点)	達成状況 (2025年3月時点)	
糖尿病の重症化予防	<p>○ 生活習慣病の重症化を予防するために、糖尿病の発症と密接な関係がある食生活などの生活習慣について、正しい知識の普及啓発を行います。また、確実に医療機関を受診し、かかりつけ医の指導の下、生活習慣の改善や適切な薬の服用等、継続した治療を行うことが重要であるため、保険者と連携を図りながら、県民への普及啓発を図っていきます。</p> <p>○ 有病者の早期発見と効果的な保健指導の実施及び受診勧奨のため、特定健診・特定保健指導の実施率向上に向けた体制整備を行います。</p> <p>○ 保険者や市町村、健診協力機関等に所属する医師・保健師・管理栄養士等に対しては、適切な受診勧奨及び食事指導等の生活習慣改善のための保健指導ができるよう、知識・技術力向上のための研修を実施します。</p> <p>○ 保険者は、特定健康診査受診者の検査結果や、生活習慣などのデータを分析・把握に努めるとともに、県においては、宮城県医師会及び宮城県糖尿病対策推進会議と連携し、重症化予防のための医療連携に係る対策を検討し支援します。</p> <p>○ 県・県糖尿病対策推進会議・県医師会と共同で策定した「宮城県糖尿病性腎症重症化予防プログラム」を活用し、引き続き専門医の助言や医師会及び医療機関の協力等を得ながら、保険者がハイリスク者に対する受診勧奨や保健指導等を実施し、重症化予防に取り組めるよう推進します。</p> <p>○ 糖尿病の発症予防、重症化予防を行う市町村及び保険者等と糖尿病及びその合併症の治療を行う医療機関や薬局等と連携し、情報共有や協力体制の構築を進めます。</p> <p>○ 糖尿病等専門医とかかりつけ医の連携を構築し、かかりつけ医による糖尿病患者の的確な管理・治療体制の整備を図ります。</p> <p>○ 歯周病がある人は糖尿病発症のリスクが高いことと、歯周病治療が糖尿病発症予防に有効であることを普及啓発します。また、歯科医とかかりつけ医の連携を構築し、適切な受診勧奨のもと発症予防、重症化予防が行える体制の整備を図ります。</p>	<p>メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率(特定保健指導の対象者の減少率) (平成20年度対比)</p> <p>18.0%</p> <p>令和3年度</p> <p>21.5%</p> <p>令和5年度</p> <p>25%</p> <p>未達成</p> <p>↑</p>	<p>【糖尿病性腎症重症化予防プログラムの推進】 保険者(市町村国保)が糖尿病性腎症重症化予防の取組を展開する上で、取組の一助となるよう、医師会等関係機関と協働して本プログラムを推進する。 ● 宮城県糖尿病性腎症重症化予防プログラムの周知を行った。</p> <p>【糖尿病対策に係る医療従事者養成事業】 かかりつけ医や糖尿病指導に携わるコメディカル研修や連携会議等の開催により、かかりつけ医と糖尿病専門医との連携強化及び多職種連携を推進し糖尿病発症後の重症化予防を図る。 ● 宮城県糖尿病対策推進会議及び糖尿病重症化予防に係る医療連携会議の開催(各1回) ● 糖尿病療養指導士養成研修の実施(1回) ● 糖尿病重症化予防に係る医療従事者研修会(10回)</p>	<p>糖尿病性腎症による年間新規透析導入患者数</p> <p>256人</p> <p>令和3年度</p> <p>231人</p> <p>令和6年度</p> <p>238人</p> <p>達成</p> <p>↑</p>	<p>【糖尿病性腎症重症化予防プログラムの推進】 市町村の取組状況調査等を実施し、本プログラムの活用に向けた取組を推進していく。</p> <p>【糖尿病対策に係る医療従事者養成事業】 糖尿病対策の取組には地域差があるため、全県的に取組が推進するよう医師会と調整しながら進めていく。</p>					

分野	目指すべき取組の方向性	令和6年度の主な事業実施状況	数値目標					事業の今後の方向性
			指標	計画策定時 (指標値及び把握時点)	把握可能な最新値 (2025年3月時点)	目標値 (2029年度末時点)	達成状況 (2025年3月時点)	
受診の適正化	<p>① 受診の適正化への対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 医療費を押し上げる要因として、医師からの紹介によらない同じ疾病の重複受診や検査、医薬品の重複処方などが挙げられます。 ○ 各保険者ではレセプトの縦覧点検の実施により、重複・頻回受診者等を的確に把握した上で、市町村保健担当課と十分な連携を図りながら、訪問指導活動を充実・強化していくとともに、訪問指導後の効果の検証や医療費分析を行います。また、レセプト点検は医療費適正化を図るための有効な手段であることから、県と市町村によるレセプト点検の共同実施を行うとともに、実地指導及び研修会等を通して、各保険者の点検体制の充実・強化を図ります。併せて、レセプト点検により得られた処方に係る情報について、医療機関や保険薬局とも共有し、医療現場においても受診の適正化が図られるよう連携していきます。 ○ 国の医療DX推進事業において全国医療情報プラットフォームの構築が進められており、電子処方箋の普及、電子カルテ情報、レセプト情報等の医療機関・薬局間での共有やマイナポータルでの閲覧が推奨されていることから、医療福祉情報ネットワークの利用促進を図ります。 <p>② 県民に対する意識啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 同じ疾病の重複受診の解消については、行政からの働き掛けのほか、県民自身も適正な受診を心掛けることが必要です。 ○ このため、重複受診等に伴う重複処方により、副作用の発生リスクが増大することに加え、結果的に医療費を増加させること、その回避のために「お薬手帳」が大変有用であることなど、医療費適正化に向けた県民の意識を高めるため、県政だよりによる広報や、市町村・保険者と連携した普及啓発に努めます。 <p>③ 紹介受診重点医療機関の明確化による機能分担・連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 受診の適正化に向けては、かかりつけ医も含めた各医療機関が、地域の実情に応じて専門性や役割を明確化し、機能分担・連携を進め、患者の流れの円滑化を図ることも重要です。 ○ このため、紹介患者への重点外来を基本とする紹介受診重点医療機関の明確化により、診療所と病院又は病院間の機能分担・連携を進め、受診の適正化を目指します。 	<p>【市町村国保における医療費通知及び後発医薬品差額通知共通化事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 国民健康保険の都道府県単位に伴う事務の共通化の取組として、医療費通知や後発医薬品差額通知の通知内容について統一する。 ● 医療費通知や後発医薬品差額通知の通知内容について統一を行っている。 <p>【保険者及び医療機関の指導等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 医療費の適正化を図るため保険者(市町村・後期高齢者広域連合)に対し、実地助言を行うとともに、東北厚生局と共同で医療機関の指導を行う。 ● 保険者(市町村・後期高齢者広域連合)に対する実地助言を行った。また、東北厚生局と共同で保険医療機関等の指導を行った。(令和6年度は590機関) <p>【第三者求償の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 各説明会等を通じ、国保連と協力しながら市町村に制度の周知を図っていく。また、保健所所管部署などにも依頼し、事業の情報提供等の取組を進めていく。 ● 保険者(市町村・後期高齢者広域連合)に対する実地助言の際、第三者求償に係る取組について助言を行った。また国保連と共催で保険者を対象とした研修会を行った。 <p>【柔道整復施術療養費の患者調査等の共同実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 平成30年度からの療養費の点検及び患者調査について、県が市町村から受託し共同実施している。 ● 全市町村から事務の委託を受け、多部位、長期、頻度が高い傾向がある施術や不正の疑いのある施術などについて被保険者及び施術所等への照会を行った。また、保険適用外の施術についてリーフレットにより被保険者への周知を行った。(令和6年度は、計12か月分の柔道整復施術療養費支給申請書を対象に事業を実施済み。) <p>【診療報酬明細書(レセプト)二次点検業務の共同実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 令和2年度から診療報酬明細書(レセプト)二次点検業務について、県が市町村から受託し共同実施している。 ● 全市町村から事務の委託を受け、診療報酬明細書(レセプト)の点検及び再審査申出登録を行った。また、重複投薬の可能性のある対象者のリストを作成し保険者に提供した。 						<p>【市町村国保における医療費通知及び後発医薬品差額通知共通化事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 今後も継続して事業を実施していく。 <p>【保険者及び医療機関の指導等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 今後も継続して事業を実施していく。 <p>【第三者求償の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 今後も継続して事業を実施していく。 <p>【柔道整復療養費の患者調査の共同実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 今後も継続して事業を実施していく。 <p>【診療報酬明細書(レセプト)二次点検業務の共同実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 今後も継続して事業を実施していく。

分野	目指すべき取組の方向性	令和6年度の主な事業実施状況	数値目標					事業の今後の方向性	
			指標	計画策定時 (指標値及び把握時点)	把握可能な最新値 (2025年3月時点)	目標値 (2029年度末時点)	達成状況 (2025年3月時点)		進捗状況 (2025年3月時点)
受診の適正化	<p>④ かかりつけ薬剤師・薬局の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 患者の病状に応じた適切な薬物治療を提供するためには、各薬局がかかりつけ薬剤師・薬局機能の整備とその推進を図ることが重要です。 ○ かかりつけ薬局では、患者の服薬情報を一元的・継続的に把握し、多剤・重複投薬による相互作用の防止、残薬解消などの薬学的管理・指導を行う体制を整備するとともに、必要に応じて処方医に対して疑義照会や処方提案等を実施するなど、医療機関等との連携体制を強化し、受診の適正化を進めていきます。 <p>⑤ 保険者・市町村との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 受診の適正化の推進に向けた取組については、保険者協議会と協力し、保険者、市町村と連携した県民への情報提供と医療機関等との情報共有を進めていきます。 ○ 保険者が発行する「医療費通知」は、患者自身が医療機関等の受診を認識する上で有効なものであるため、引き続き保険者の取組を支援していきます。 ○ 国民健康保険の被保険者の適正受診、適正服薬に向けた取組を支援するため、市町村が行う保健事業等に対し、引き続き保険者努力支援交付金等による支援を行います。 <p>⑥ 一次予防の推進(再掲)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 受診の適正化を進める前に、まず医療機関にかからないことが必要であり、そのためには、日頃から健康づくりに留意するなど、一次予防に心掛けることが重要です。 ○ バランスの取れた食生活や食習慣の実現、身体活動・運動量の増加及び禁煙などの一次予防の取組を進めていきます。 	<p>【市町村国保における医療費通知及び後発医薬品差額通知共通化事業】</p> <p>国民健康保険の都道府県単位化に伴う事務の共通化の取組として、医療費通知や後発医薬品差額通知の通知内容について統一する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 医療費通知や後発医薬品差額通知の通知内容について統一を行っている。 <p>【保険者及び医療機関の指導等】</p> <p>医療費の適正化を図るため保険者(市町村・後期高齢者広域連合)に対し、実地助言を行うとともに、東北厚生局と共同で医療機関の指導を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 保険者(市町村・後期高齢者広域連合)に対する実地助言を行った。また、東北厚生局と共同で保険医療機関等の指導を行った。(令和6年度は590機関) <p>【第三者求償の取組】</p> <p>各説明会等を通じ、国保連と協力しながら市町村に制度の周知を図っていく。また、保健所所管部署などにも依頼し、事案の情報提供等の取組を進めていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 保険者(市町村・後期高齢者広域連合)に対する実地助言の際、第三者求償に係る取組について助言を行った。また国保連と共催で保険者を対象とした研修会を行った。 <p>【柔道整復施術療養費の患者調査等の共同実施】</p> <p>平成30年度からの療養費の点検及び患者調査について、県が市町村から受託し共同実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 全市町村から事務の委託を受け、多部位、長期、頻度が高い傾向がある施術や不正の疑いのある施術などについて被保険者及び施術所等への照会を行った。また、保険適用外の施術についてリーフレットにより被保険者への周知を行った。(令和6年度は、計12か月分の柔道整復施術療養費支給申請書を対象に事業を実施済み。) <p>【診療報酬明細書(レセプト)二次点検業務の共同実施】</p> <p>令和2年度から診療報酬明細書(レセプト)二次点検業務について、県が市町村から受託し共同実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 全市町村から事務の委託を受け、診療報酬明細書(レセプト)の点検及び再審査申出登録を行った。また、重複投薬の可能性のある対象者のリストを作成し保険者に提供した。 							<p>【市町村国保における医療費通知及び後発医薬品差額通知共通化事業】</p> <p>今後も継続して事業を実施していく。</p> <p>【保険者及び医療機関の指導等】</p> <p>今後も継続して事業を実施していく。</p> <p>【第三者求償の取組】</p> <p>今後も継続して事業を実施していく。</p> <p>【柔道整復療養費の患者調査の共同実施】</p> <p>今後も継続して事業を実施していく。</p> <p>【診療報酬明細書(レセプト)二次点検業務の共同実施】</p> <p>今後も継続して事業を実施していく。</p>

分野	目指すべき取組の方向性	令和6年度の主な事業実施状況	数値目標						事業の今後の方向性
			指標	計画策定時 (指標値及び把握時点)	把握可能な最新値 (2025年3月時点)	目標値 (2029年度末時点)	達成状況 (2025年3月時点)	進捗状況 (2025年3月時点)	
後発医薬品の使用促進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県医師会、県薬剤師会、県医薬品卸組合等の関係団体と引き続き安全な製剤の確保や安定供給に必要な情報交換などを行うことで、後発医薬品の安全・安心な使用を図っていきます。 ○ 後発医薬品やバイオ後続品に対する信頼性を確保するため、先発医薬品との同等性など品質に関する情報について、県のホームページ等を活用して県民及び医療関係者に提供するように努めます。 ○ 後発医薬品の供給状況について適宜情報提供するとともに、医薬品の卸売販売者に対し供給が偏らないよう受注・出荷調整を行うことや、医療機関や薬局に対しては必要量の発注とすることなどを呼びかけ、県民及び医療関係者が安心して後発医薬品を使用できる環境整備等に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 【薬事啓発事業】 医薬品に関する正しい知識と適切な使用方法・利用方法を県民に対して普及啓発する。 ● 薬と健康の週間に合わせて、薬局内において啓発資材を用いた普及啓発活動を実施した。また、県庁1階ロビーにおいて医薬品に関するパネル展示会を実施した。 ● (一社)宮城県薬剤師会薬事情報センター内に「くすりの相談室」を設け、医薬品等の相談に対して助言・指導を行った。(相談受付件数276件) 【後発医薬品使用促進事業(薬事経済調査事業)】 後発医薬品の使用促進を図るため普及啓発する。 ● 医療現場における医薬品供給不足が長期化していることに配慮し、後発医薬品の使用を促す広報を控えた。 							<ul style="list-style-type: none"> 【薬事啓発事業】 今後も継続し、医薬品の正しい知識の普及・啓発に努めていく。 【後発医薬品使用促進事業(薬事経済調査事業)】 バイオ後続品を含む後発医薬品の状況について情報収集を行い、関係団体との情報共有や事業者及び県民への情報発信に努めていく。
医薬品の適正使用	<ul style="list-style-type: none"> ○ 患者の病状に応じた適切な薬物治療を提供するためには、各薬局がかかりつけ薬剤師・薬局機能の整備と推進を図ることが重要です。 ○ かかりつけ薬局では、患者の服薬情報を一元的・継続的に把握し、多剤・重複投薬による相互作用の防止、残薬解消などの薬学的管理・指導を行う体制を整備するとともに、必要に応じて処方医に対して疑義照会や処方提案等を実施するなど、医療機関等との連携体制を強化し、医薬品の適正使用を進めていきます。 ○ 重複処方の防止には、電子処方箋システムによる過去の薬剤情報の確認が有効であることから、医療機関及び薬局に対して当該システムのメリットを周知するとともに、県民に対し健康保険証情報を紐づけたマイナンバーカードによる受診を呼びかけます。 ○ 地域ごとのフォーミュラの策定状況について情報収集し、県内の医療機関・薬局等への情報共有に努めます。 ○ 一般用医薬品(OTC医薬品)の使用によるセルフメディケーションの理解の促進を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> 【薬事指導取締事業(薬局機能情報公表システム)】 県内の薬局の情報を公表し、県民が適切に薬局を選択できるよう支援する。 ● 県民が目的とした薬局の情報を効率的に活用できるよう「医療情報ネット」の正しい使用を薬局に周知した。 							<ul style="list-style-type: none"> 【薬事指導取締事業(薬局機能情報公表システム)】 今後も県民が目的とした薬局の情報を効率的に活用できるよう「医療情報ネット」の正しい使用を薬局に周知していく。

分野	目指すべき取組の方向性	令和6年度の主な事業実施状況	数値目標						事業の今後の方向性		
			指標	計画策定時 (指標値及び把握時点)		把握可能な最新値 (2025年3月時点)		目標値 (2029年度末時点)		達成状況 (2025年3月時点)	進捗状況 (2025年3月時点)
医療資源の効率的・効果的な活用	<ul style="list-style-type: none"> ○ 急性気道感染症及び急性下痢症の患者に対する抗菌薬処方や、白内障手術及び化学療法に伴う入院については、医師の判断や地域の実情に十分留意しつつ、医療従事者や患者が正しい知識を持ち、適正化を進めていくことが重要です。 ○ 抗菌薬処方の適正化に向けては、AMR臨床リファレンスセンターが提供する啓発用ツールやポスター等を活用した県民に対する普及啓発や、医療関係者に対する「抗微生物薬適正使用の手引き第二版」の周知等を進めていきます。 ○ 医療資源の投入量に地域差がある白内障手術や化学療法については、専門的な治療を実施する医療従事者の確保やがん診療における医療機関間の役割分担や連携体制の検討を図りながら、外来移行の推進を支援していきます。 ○ リフィル処方箋については、制度の適切な情報提供に努めるとともに、薬剤師が調剤情報を管理し、患者の健康状態や服薬状況等を把握の上、適切に医療提供していくために必要な体制整備や、医療機関と薬局の連携に向けた検討を進めていきます。 		白内障手術の入院実施割合	50%	令和3年度	44%	令和5年度	45%	達成	↑	
医療・介護の連携を通じた効果的・効果的なサービス提供の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「第9期みやぎ高齢者元気プラン」に基づく取組の推進 (地域の医療資源や介護資源等の特性を踏まえた多職種連携の推進) ・市町村の切れ目のない在宅医療・介護の提供体制の整備を支援するため、市町村の取組状況を確認するとともに、「市町村の事業のマネジメント力の向上」の視点・支援を踏まえ、在宅医療を始め、広域的な医療資源に関する情報提供、医療と介護の連携に関する実態把握及び分析を行います。 ・必要なデータの分析・活用支援を推進し、市町村の成果が出た取組事例を他の市町村にも拡大できるよう努めます。 ○ 保健福祉事務所(保健所)単位、市町村単位での地域課題検討の場の確保等、管内市町村の実情に応じた支援の実施 ・二次医療圏内にある市町村等及び二次医療圏をまたぐ広域連携が必要な事項について検討・支援を行います。 ・関係団体との調整や市町村が地域の関係団体と連携体制を構築する際の支援を行うとともに、入院時における医療機関職員と介護支援専門員の連携等、広域的な医療機関と地域の介護関係者との連携を推進します。 ○ 関係職種を対象とした研修会等を通じた課題の抽出、対応策の検討等を行うための環境づくりの推進 ・在宅医療・介護連携推進のための情報発信及び研修会を開催するとともに市町村の実情に応じた資源や活動をコーディネートできる人材の育成を図ります。 	市町村介護担当職員を対象に、圏域ごとに在宅医療に従事する医師との意見交換を行う会議を開催し、各地域での課題を整理するとともに、県医師会、県歯科医師会等との関係者会議を開催し、ICTツールの活用やオンライン診療の導入について協議を行った。									ICTツールの利用促進についてはオンライン診療の導入を併せて推進を図るとともに、介護施設等での看取りについても関係者と協議を進めていく。

分野	目指すべき取組の方向性	令和6年度の主な事業実施状況	数値目標							事業の今後の方向性
			指標	計画策定時 (指標値及び把握時点)		把握可能な最新値 (2025年3月時点)		目標値 (2029年度末時点)	達成状況 (2025年3月時点)	
地域医療構想の推進	○ 地域医療構想の策定により、構想区域ごとにバランスの取れた医療機能の分化及び連携を推進しているところであり、医療費の見込みについても、地域医療構想における将来の病床の必要量を踏まえながら推計していきます。	地域医療構想調整会議の開催 (4構想区域×3回, 意見交換会×1回)								地域医療構想の実現に向け、地域ごとの諸課題についての協議を継続し、安心・安全な地域医療提供体制の構築を図る。